



金沢市公報

第 2 4 8 6 号

平成17年(2005年)6月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	1
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (障害福祉課)	1
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について (")	3
都市計画の決定について (都市計画課)	3
都市計画の変更について (")	4

自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	4
自転車等の撤去及び保管について(")	5
公 告	
身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法の規定に基づく基準該当居宅支援の事業の廃止について (障害福祉課)	5
建築基準法の規定に基づく道路の指定について (建築指導課)	6
監査公表	
監査公表 (第17号) (監査事務局)	6
監査公表 (第18号) (")	8
農業委員会告示	
第576回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	8

告 示

●金沢市告示第206号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
西金沢3丁目町会	代表者の氏名及び住所	澤田 昭彦 金沢市西金沢3丁目88番地	増田 鋭啓 金沢市西金沢3丁目430番地	平成15年4月6日
		増田 鋭啓 金沢市西金沢3丁目430番地	西上 章 金沢市西金沢3丁目401番地1	平成17年5月24日
中堀川町会	代表者の氏名及び住所	辰 巳 直 敬 金沢市堀川町21番26号	四 尾 義 久 金沢市堀川町16番6号	平成17年4月17日

●金沢市告示第207号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
ヘルパーステーションれたす村	(1) 事業所番号 17201300042111 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションれたす村 金沢市高尾南1丁目147番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 エストカンパニー 金沢市高尾南1丁目147番地 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 江藤 千登勢 金沢市馬替3丁目88番地2	平成17年 6月1日	居宅介護
こころ	(1) 事業所番号 17201300043119 (2) 事業所の名称及び所在地 こころ 金沢市御影町8番32号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人自立生活センターハートいしかわ 金沢市御影町8番32号 (2) 代表者の氏名及び住所 代表理事 西田 享子 金沢市神田1丁目19番20号	平成17年 6月1日	居宅介護

●金沢市告示第208号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年6月21日

金 沢 市 長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種 類
ヘルパーステーションれたす村	(1) 事業所番号 17201100062111 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションれたす村 金沢市高尾南1丁目147番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 エストカンパニー 金沢市高尾南1丁目147番地 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 江藤 千登勢 金沢市馬替3丁目88番地2	平成17年 6月1日	居宅介護
こころ	(1) 事業所番号 17201100063119 (2) 事業所の名称及び所在地 こころ 金沢市御影町8番32号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人自立生活センターハートいしかわ 金沢市御影町8番32号 (2) 代表者の氏名及び住所 代表理事 西田 享子 金沢市神田1丁目19番20号	平成17年 6月1日	居宅介護

●金沢市告示第209号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成17年6月21日

金 沢 市 長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの 種 類
ヘルパーステーションれたす村	(1) 事業所番号 17201200078116 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションれたす村 金沢市高尾南1丁目147番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社 エストカンパニー 金沢市高尾南1丁目147番地 (2) 代表者の氏名及び住所 代表取締役 江藤 千登勢 金沢市馬替3丁目88番地2	平成17年 6月1日	居宅介護
こころ	(1) 事業所番号 17201200079114 (2) 事業所の名称及び所在地 こころ 金沢市御影町8番32号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人自立生活センターハートいしかわ 金沢市御影町8番32号 (2) 代表者の氏名及び住所 代表理事 西田 享子 金沢市神田1丁目19番20号	平成17年 6月1日	居宅介護

●金沢市告示第210号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
大学前薬局	金沢市石引1丁目8番9号	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	平成17年6月1日
金沢南薬局	金沢市三馬2丁目245番地	クラフト株式会社 代表取締役 大塚 敏	平成17年6月1日

●金沢市告示第211号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申し出があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
大学前薬局	金沢市石引1丁目8番9号	株式会社サンメディック 代表取締役 大塚 敏	平成17年5月31日
金沢南薬局	金沢市三馬2丁目245番地	株式会社サンメディック 代表取締役 大塚 敏	平成17年5月31日
金沢東薬局	金沢市沖町二28番地3	株式会社サンメディック 代表取締役 大塚 敏	平成17年5月31日

●金沢市告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の

規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市若宮町、薬師堂町、出雲町、桜田町、示野中町及び示野町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	戸板第二地区

●金沢市告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画地区計画	金沢市松村町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	松村第二地区
金沢都市計画用途地域	金沢市若宮町、薬師堂町、出雲町、桜田町、示野中町及び示野町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	戸板第二地区
金沢都市計画下水道	金沢市大場町、荒屋町地内	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	柳瀬川1号雨水幹線

●金沢市告示第214号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称

- 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営本町二丁目自転車専用駐車場
- 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営柿木畠自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 394台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成17年5月1日から同月31日まで

4 保管自転車等を返還する期間及び場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成17年6月21日から同年12月13日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第215号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 102 台
	原 付 自 転 車 4 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 9 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 4 台
保古2丁目地内	自 転 車 1 台
新保本2丁目地内	自 転 車 1 台
疋田町地内	自 転 車 1 台
森山2丁目地内	自 転 車 2 台
	原 付 自 転 車 1 台

2 自転車等を撤去した日

平成17年5月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成17年6月21日から同年12月13日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

公 告

金沢市基準該当居宅支援の事業を行う者の登録等に関する規則（平成15年規則第8号）第7条第3項の規定により、基準該当居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同規則第10条の規定により公告します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	居宅支援の種類	所 在 地	廃止年月日
こころ	身体障害者居宅介護 知的障害者居宅介護 児童居宅介護	金沢市御影町8番32号	平成17年5月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路として、平成17年6月8日に次のとおり指定したので公告します。

平成17年6月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	道 路 と し て 指 定 し た 区 間			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
一般県道清水小坂線	金沢市御所町丑72番先から	金沢市御所町丑32番1先まで	13.50 ~ 16.00	75.5

監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年6月21日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 上 田 忠 信
 金沢市監査委員 増 江 啓

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年4月20日
- (2) 措置を講じた部局等 観光交流課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日（平成17年監査公表第12号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 観光交流課]

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>老舗記念館内茶室</p> <p>平成15年度までは、無料施設で月平均1万人以上の利用者があったが、平成16年度より有料化したところ月平均2,500人程度に激減している。観光バスの駐車場に隣接しており、無料ならばの見学者であったように思われる。茶室は建物と一体となった当時の暮らしを紹介する展示物の1つであり、市民や観光客の利用を想定していない。老舗の外観に比し、施設内部の町民文化の展示に集客力がないとも考えられ、施設全体の中で、より良い展示や茶室利用のあり方を再検討すべきである。</p>	<p>茶室だけの利用を促進することは難しいので、施設全体の集客力向上に向けて、今後、展示方法を工夫していく一方、茶室利用のあり方についても再検討していく。</p>

ひがし茶屋休憩館

江戸末期の町屋を復元して作られたひがし茶屋休憩館は、復元目的は達成され金沢市の指定文化財となる予定(平成17年秋)だが、保存建物の居間は入りやすく、居間から庭に抜ける通路が案内のスペースになっていて狭く、休憩館の目的からすると、本来の目的を果たしていない。居間や庭を休憩場所として開放する等対策が必要と考える。休憩館としては、道が1本ずれているためわかりにくく誘導の工夫が必要である。

同施設は、こまちなみ保存区域に残る貴重な町屋を保存することが目的であり、休憩機能の充実は難しい。なお、新たな誘導看板の設置等については、設置場所等について工夫を凝らしたい。

老舗記念館の消防用設備等点検結果について

老舗記念館において、消防用設備等点検結果報告書において、従来から点検業者より要望事項があげられている。これについては、平成6年度に当該指摘を受けたとき、法的に違法ではない点や早急に対応しなくとも差し迫っての弊害は無い点より、事業の優先度が低いと考えられ、予算措置がなされなかった。それ以降は担当課で予算優先度が低いと考え、予算措置がなされなかった。

平成17年4月末までに熱感知器を新設し、消防用設備点検での改善事項は解消された。

これについて、公の施設として市民に最も有効に、安全性という点まで含めて施設の利用を行ってもらう観点からすると、熱感知器の機能を100%発揮しうるように、消防用設備点検業者の要望どおりに熱感知器の移設及びケース内への増設を行うことが望ましい。

(その2)

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年5月11日
- (2) 措置を講じた部局等 緑と花の課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日 (平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 緑と花の課]

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>卯辰山公園健康交流センター千寿閣について</p> <p>健康温浴施設の準備(湯沸し)に、2.5時間から3時間を要するため、毎日午前7時頃には準備を開始しないと利用開始時刻の午前10時には間に合わすことが難しい状況となっている。施設では、貯湯槽にお湯がたまっていることを想定していたが、レジオネラ菌の対策から貯湯槽にお湯をためないようにしていることによるものである。当該状況を放置することなく、早期の対策が必要である。</p> <p>ふれあい工房(陶芸)の吹付室及び炉室の換気口を閉じることができない構造のため、風雨が入り込み、陶芸作業ができる状態でないことから、対応策の検討が必要である。</p>	<p>2月17日から、浴槽の水を男女交替で1日おきに交換することにより、毎日新たに沸かすお湯の量を半分にした。これによって、午前8時に準備を開始しても利用開始時刻に間に合うようになった。なお、衛生管理に配慮し、毎日塩素消毒を行い、1日3回試薬にて測定しているが、水質基準は満たしている。</p> <p>換気口は、常時通気を確保するため、あえて密閉式としない設計としたものであったが、ご指摘の対策として、開閉式の扉に変更した。なお、換気については、安全上の配慮の観点からも十分に注意していきたい。</p>

(その3)

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年5月13日
- (2) 措置を講じた部局等 スポーツ振興課、緑と花の課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成17年4月12日 (平成17年監査公表第12号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

[課所名 スポーツ振興課、緑と花の課]

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>総合体育館の第1会議室、第2会議室については、20%台の利用率、第3会議室は12%、鳴和台市民体育館会議室にいたっては利用率が4%と極めて低い。周辺地域の企業や地域住民に対して会議室の利用をもっと訴えるべきである。</p> <p>なお、金沢市ホームページの「いいねっと金沢～スポーツ施設案内予約」により会議室の予約をできるようにすべきである。</p>	<p>総合体育館の会議室について、「周辺地域の企業や地域住民に対して会議室の利用をもっと訴えるべきで」という指摘は、目的外使用を推進することとなり、慎重にならざるを得ないが、現状でも、中小企業出張相談や地域住民の集団健康診断などの会場として使用を認めており、要望があれば、今後ともできる限り柔軟に対応していく。</p> <p>鳴和台市民体育館の会議室については、スポーツ団体以外でも利用が可能であり、今後、利用のPRに努める。</p> <p>なお、予約方法については、利用の促進を図っていくため、スポーツ施設予約システムで会議室の予約ができるようシステムを改良する。</p>

●金沢市監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年6月21日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

1 定期監査(財務事務監査)

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年4月26日
- (2) 措置を講じた部局等 地域教育センター、生涯学習課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成13年3月12日 (平成13年監査公表第7号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善内容)
<p>教育相談センターにおける行政財産の目的外使用に伴い消費される光熱水費等の実費を徴収すべきであること。</p> <p>長町研修館、中央公民館及び女性センターにおける行政財産の目的外使用に伴い消費される光熱水費等の実費を徴収すべきであること。</p>	<p>平成17年度より実費を徴収することとした。</p> <p>同上</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第13号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第576回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則(昭和36年農業委員会規則第3号)第12条

において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月21日

金沢市農業委員会

農地部会長 山 本 外 二

1 日時

平成17年6月28日 午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に規定にする許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第8項に規定する同意書について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

平成17年(2005年)6月21日 印刷
平成17年(2005年)6月21日 発行

定価 120円

発行人
発行所
印刷者
印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄